



賠償責任保険普通約款／賠償責任保険追加条項／施設所有管理者特約条項／生産物特約条項／商賠上手追加条項 他

ひょうご共済の「商賠上手」なら、**事業活動にかかわる「賠償リスク」を包括的にカバー**できるので安心です！

約**59.1%**
割安!
(同一保険会社・従来型商品比較)

ご好評につき、
平成29年4月ご加入分
から更にお安くさせてい
たできました！

☆充実の基本補償



販売・サービス業務を原因とした事故



散髪中に顧客の耳をハサミで傷つけてしまった。



ハウスクリーニング中、顧客の家財を壊してしまった。



提供した食事、お弁当で顧客が食中毒になった。損害の拡大防止のため、同日に製造したお弁当を回収した。

<サービス業の対象業種>

- ・理・美容室
- ・サウナ、公衆浴場
- ・カルチャースクール
- ・スポーツ施設
- ・写真館、現像所
- ・冠婚葬祭業
- ・ハウスクリーニング
- ・旅館、ホテル
- ・ビデオ、CD等レンタル
- ・遊戯場(パチンコ、ゲームセンター等)
- ・ゴルフ場

建物・設備等の施設が原因の事故



床がぬれていて、顧客が足を滑らせ転倒しケガをした。



お店の看板が落下し通行人がケガをした。



エレベーターが突然閉まり、顧客の手荷物が破損した。

預かり物を原因とした事故



顧客から預かったかばんを汚損、破損してしまいました。

その他の基本補償

傷害見舞費用
(施設内でケガをされた方へのお見舞金)

被害者対応費用
事故対応特別費用

生産物(商品)自体の損害
生産物(商品)回収費用

・身体賠償発生時のみ
・保険金額×3%限度



施設の利用者が足を滑らせ階段から転落した。(賠償責任の有無を問いません。)

※お支払内容、支払限度額等については、パンフレットまたは約款をご参照下さい。

人格権侵害



店員が誤って警察に通報し、顧客が取調べを受けてしまった。

- 「人格権侵害」
- ・不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損
 - ・口頭、文書等による名誉毀損、プライバシー侵害
 - 「宣伝障害」
 - ・宣伝に付随する名誉毀損、プライバシー侵害
 - ・著作権侵害

※人格権侵害または宣伝障害の支払限度額は、被害者1名につき100万円、1事故・保険期間中につき1000万円となります。

☆オプション(サービス業向け)

食中毒による休業補償



- ・食中毒の発生
- ・所定の感染症発生等の事故発生により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた休業損失に対する補償

食中毒の発生またはその疑いで保健所から営業停止措置を受けた。

(※業種が旅館・ホテルの場合のみセットできます。)

借家人賠償



テナントとして入居した店で出火させてしまい焼失した。(建物所有者への賠償)

借用している施設(事務所または店舗)が火災、破裂または爆発により損壊した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。
(1戸室につき3000万円限度)

☆団体保険制度のため、割安です！

ひょうご共済の「商賠上手」は、兵庫県共済の組合員の皆様のための団体保険制度です！
だから、とても**割安な保険料**です！

「商賠上手」は、4つの加入タイプから選んでご加入いただけます。

加入タイプ	お支払限度額
A	5000万円
B	1億円
C	2億円
D	3億円

※お支払限度額は、生産物特約条項によりお支払する部分についてのみ保険期間中の限度額となります。

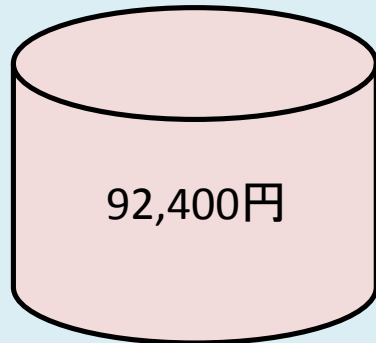
「旅館・ホテル」業の場合、**火災・破裂・爆発事故**に伴う賠償事故については、**タイプ別限度額の5倍**がお支払限度額となります。

※一部の業種については、基本補償に自己負担額が設定されます。

↓
「理・美容室」:1万円
「ハウスクリーニング」:5万円
「遊戯場」「ゴルフ場」:1万円

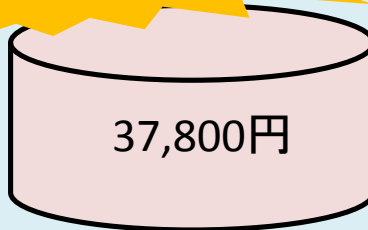
保険料試算例

業種:旅館 ・ 前期売上高1億円・
お支払限度額5000万円(Aタイプ・基本補償のみ)にご加入の場合



同じ補償内容で、同一保険会社の従来型商品に契約した場合

54,600円のコスト削減！



ひょうご共済の「商賠上手」に加入した場合

約**59.1%**
割安!
(同一保険会社・従来型商品比較)

■このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、専用パンフレット「県共済の商賠上手」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◆取扱代理店



ひょうご共済
兵庫県共済協同組合

〒650-0011
神戸市中央区下山手通6-3-28
兵庫県中央労働センター4F
TEL 0120-655-666 FAX 0120-81-9031
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

◆取扱窓口

◆引受保険会社



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

神戸支店 法人第一支社
〒650-8501 神戸市中央区栄町通3-3-17
TEL:078-333-2595
(9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)